注

1　一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習を併せて受ける場合には、一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習のみ受講すればよいものとする。

2　直近において受けていた技能証明が複数の無人航空機の種類に係る限定がなされたものである場合においては、それぞれの種類ごとに学科講習を受ける必要はなく、直近において受けていた技能証明の資格の区分に応じて学科講習を受講すればよいものとする。

3　講義は、教本又はデジタル教材（教本と同一の内容であって、電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて教本に代えて提供される教材）を用いて行われるものとする。

4　一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習に限る。

5　法第百三十二条の八十五第一項の飛行の禁止空域における無人航空機の飛行及び法第百三十二条の八十六第二項の飛行の方法によらない無人航空機の飛行であって、立入管理措置を講ずることなく行うものをいう。

二　実地講習

必要履修科目（注1）		必要履修科目の教育時間及び内容（注2）					講習時間
必要履修科目の履修方法							
回転翼航空機（マルチローター）	回転翼航空機（ヘリコプター）	飛行機					
一等無人航空機操縦士（緊急着陸を伴う八の字飛行）	一等無人航空機操縦士（高度における飛行）	一等無人航空機操縦士（異常事態における飛行）	一等無人航空機操縦士（緊急着陸を伴う八の字飛行）	二等無人航空機操縦士（八の字飛行）	1　操縦演習（注3）	実習	五分以上	六分以上	十五分以上	十分以上	十分以上	十五分以上	十五分以上
					2　操縦演習に基づく指導及び質疑応答	講義、演習又は実習（注3）	十分以上	五分以上	十分以上	五分以上	十分以上	五分以上	二十分以上
							十五分以上	十一分以上	二十五分以上	十五分以上	二十分以上	二十分以上	